

るにはまだ一定程度の時間がかかりそうなのが現状であろう。

3 制度的枠組み

(1) 当時の高等教育制度

当時、大学について定めた最も基本的な法令は、一九一八年二月六日公布の大学令（勅令第三八八号）であった。大学令は、従来大学に関する基本法令だった帝国大学令に代わって公布されたものであり、これによって初めて帝国大学以外の公立・私立大学や単科大学の設置が認められることになった。一九一八年段階ではわずか五校だった日本の大学の数は、以後一九二〇年代に私立大学や官立単科大学を中心に増加、一九四二年には文部省管轄の大学は帝国大学七校、官立単科大学一二校、公立大学二校、私立大学二六校、合計四七校まで拡大した⁽²²⁾。しかし、それぞれの大学の学部構成を見ると、文系理系とも備えたいわゆる総合大学は、東京・京都・東北・九州の四帝国大学と慶応・早稲田・日本の各私立大学しかなく、当時の大学は文理いずれかに片寄った学部構成のものがほとんどであった。

大学への入学資格があるのは、大学令第九条に「学部二入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修了シタル者、高等学校高等科ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス」とあるとおり、原則として高等学校あるいは大学予科の卒業生であった。大学に入ろうとする者は、尋常小学校（一九四一年国民学校に改称）六年、中学校四年または五年⁽²³⁾、高等学校三年のそれぞれの課程を終えなければならなかった。したがって、最も早い場合は満一九歳で大学に入学することになるが、実際には途中の受験や進級の関係等であらうか年上で入学することが多かった。少し前のデータになるが、一九三八年九月末現在での京大各学部の一年生の最高年齢・最低年齢・平均年齢を表に示した「表I-1」。表を見ると、各学部とも平均が二

表 I-1 学部別学生年齢表（1年生）
1939年9月末調査

学部名	最高年齢	最低年齢	平均年齢
法	30.9	19.8	22.4
医	28.6	19.6	21.2
工	35.2	19.8	21.9
文	48.7	19.6	22.3
理	50.7	20.1	23.9
経済	33.7	19.6	22.0
農	34.2	19.2	23.6

【京都帝国大学一覽】昭和14年度、1939年より作成。

注
・小数点の左は「年」、右は「月」を示す。

一歳から二三歳の間になっており、若干高めである。これは、徴集猶予が停止になったとき、一年生も含めて多数の学生が徴集の対象になることを意味していた。

また、高等学校・大学予科の卒業を入学資格としたことにより、建前としては正規の学生としての女子学生は存在しないことになった。大学令や京都帝国大学通則には性別による入学資格の限定について言及はないが、大学令と同時に公布された高等学校令には、その第一条に「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ」と定められているからである。しかし、実際には帝国大学・官立大学・私立大学のいくつかでは女子学生の入学を認めていた⁽²⁴⁾。各大学の通則や学部規程のなかで、高等学校・大学予科からの入学生では欠員が生じたときの措置として、女子の入学を定めたところがあった。しかし、京大の場合は、高等学校・大学予科からの入学生の比率が高く、欠員分も他の専門学校および検定による入学でほぼ充足できた⁽²⁵⁾ので、女子学生の入学を認める

に至らなかつたものと思われる。

当時の大学在学年限は、戦後の大学より短く、医学部が四年、その他の学部が三年であった。また、通則に「学部所定ノ科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ」と定められており、正規の学生（本科と称した）とは別に特定の科目を履修する選科生の制度が存在していた。入学の資格は、各学部が独自に定めていたが、師範学校・中学校卒業生というように限定している場合と、教授会で決定するとのみ規程に記されている場合があった。なお、選科生の他各学部で独自に定められていた聴講生・専修科生など本科生以外の者のことを生徒と総称していた。ちなみに、当時の法令・規則や文部省の資料では、大学の本科生を学生、大学の本科生以外および大学以外の高等教育機関・中等教育機関の在籍者を生徒と称していた。「学徒出陣」の学徒とは、学生と生徒を合わせた言葉である。

(2) 徴集猶予停止以前の学生と兵役

当時兵役制度について定めていた最も基本的な法令は一九二七年四月一日公布の兵役法（法律第四七号）であった。ここでは、戸籍法の適用を受ける、つまり内地と樺太（現サハリン）に本籍を有する満二〇歳の男子に対して徴兵検査を受ける義務を課し、その合格者は兵役に服する（服役）ことを定めていた。兵役は帝国男子臣民の義務であったが、例外の一つとして徴集猶予の規定があった。それは兵役法第四一条に「中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢ニ十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス」とあるように、中学校以上の在学者に対するものであった。同年一月三〇日公布の兵役法施行令（勅令第三三〇号）では、学校区分ごとに徴集延期の最高年齢が規定されていて、「大学令ニ依ル大学学部」は二七歳となっていた。これは、大学在学中は二七歳までは徴集されないことを意味し、修学の継続性を維持するための特別措置であった。²⁶⁾

しかし、一九三〇年代後半になって戦局が徐々に悪化してくると、学生生徒に与えられていた右のような特権は少しずつなくなっていく。それには、二つの方向性があった。その第一は、徴集延期の最高年齢を下げることである。一九三九年三月、一九四一年一月、一九四三年三月、一九四三年一月と次々と改定が行われ、一九四三年三月のみ最高年齢が上げられたが、他は徐々に下がり続け、結局一九四三年一月の段階では医学部在学者は最高で二四歳、医学部以外の在学者は最高で二三歳までの猶予となっていた。つまり、この時には直接徴集猶予停止の対象にはならない理系等の在学者でも満二四歳になれば徴集の対象になったのである。

第二の方向性は、在学年限そのものの短縮である。最初の法令は、一九四一年一月一六日公布の大学学部ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件（文部省令第七九号）であり、ここでは大学・専門学校を一九四一年度に卒業する者の在学年限を三カ月短縮することが定められた。すなわち、法令公布の時点で翌年三月卒業予定の最高学年にあつた学生生徒（一九三九年四月入学）を、にわかには三カ月早めて一二月に卒業させることが決められたのである。これは一二月に行われる徴兵検査を早く受検させるための措置であつた。卒業までの準備期間が二カ月ほどしか与えられず、大学は対応に追われることになるが、そういった実務上の問題だけでなく、在学年限の短縮とは大学教育のあり方に関わる重大な方針転換であつた。京大に残された資料からは、評議会でも若干の議論があつたことが分かる程度だが、²⁷⁾東京帝国大学は、九月二〇日と一〇月二日の二回文部大臣に宛てて意見書を送り、在学年限短縮に反対を表明している。²⁸⁾

しかし、このすぐ後の十一月一日には文部省令第八一号が公布され、次の一九四〇年四月入学者について今度は六カ月在学を短縮して一九四二年九月に卒業させる旨の決定がなされた。以後、在学年限の短縮は常態化し、後述のように一九四二年四月入学生で一九四三年一二月に徴集を受けた者に至っては、実

質一年八カ月の在学で卒業となつてしまつた「表Ⅰ—2」。

表Ⅰ—2 戦時期の大学入学・卒業年月一覧

大学入学	大学卒業	在学期間	備考
1938年4月	1941年3月	3年	
1939年4月	1941年12月	2年9カ月	
1940年4月	1942年9月	2年6カ月	
1941年4月	1943年9月	2年6カ月	
1942年4月	1944年9月	2年6カ月	1943年12月徴集者は、同年11月に仮卒業
1942年10月	1945年9月	3年	
1943年10月	1946年9月	3年	
1944年10月	1947年9月	3年	
1945年4月	1948年3月	3年	

注
・1942年に2度入学者があるのは、高等学校でも6カ月の年限短縮が始まっていたからである。

ところで、徴集猶予停止以前（一九四三年一月以前）に京大から在学中に徴集を受けたのは、三二六人に上る「表Ⅱ—1」。この時期に徴集を受けた理由としては、前述の徴集猶予の最高年齢を過ぎていたことが考えられる。⁽²⁹⁾ 法学部では、九三人が一九四三年一月以前に徴集されている「表Ⅱ—9」が、その多くは一九一九年以前の生まれであり、徴集時に二四歳以上であった。しかし、一九二〇年および二二年生まれの者も若干あり（計一九人）、彼らは間違

いなく徴集時には二四歳に達していない。あるいは、逆に一九一九年以前の生まれでも全員が一九四三年一月以前に徴集されたわけではなく、むしろその比率は非常に低い。⁽³⁰⁾ 猶予の最高年齢に達しない学生の入隊は、志願による可能性はあるが、大学に保管されている学籍簿には志願の有無や徴兵検査の結果が記されていないため、現在のところこの理由の検証は難しい。

軍の側による在学生・学卒者の志願制度については、一九四三年に入ると本格化してくる。ミッドウェー海戦やソロモン諸島での消耗戦の結果、飛行機の搭乗員や下級士官が不足を来すようになり、その分を補うためであった。前述のように海軍予備学生制度は、一九四三年七月募集分（飛行科第一期、兵科第三期）で大幅に拡充されるが、陸軍においても同じ一九四三年七月に特別操縦見習士官制度（特操）を創設する。これは、専門学校・師範学校以上に在学した者を陸軍大臣の選考で採用し、最初から曹長の階級を与えて見習士官とし、一年半の陸軍飛行学校での教育ののち少尉に任じて予備役に編入する制度である。予備学生と同様、兵を経ずに将校への道が開ける制度であり、軍の側も大々的に宣伝した。新聞によると特操第一期には、京大から一九人が志願している「Ⅲ—3—3」。

ちなみに、この時に陸海軍に志願した者は大学の学年で言えば一九四一年四月入学で一九四三年九月卒業、つまり「学徒出陣」組の一つ上にあたるが、彼らの戦没率は他の学年と比べても非常に高い。⁽³¹⁾ 彼らは、一九四四年の半ば頃に少尉に任官して実戦配備されることになり、特攻隊を含めて第一線で戦闘する機会が多かつたためである。

（3）徴集猶予の停止

以上記したような経緯で、学生生徒に与えられていた徴集猶予の権利は少しずつなくなつていったが、一九四三年一〇月に、全面的に停止されるに至つた。法令の公布は一〇月二日だが、それより前の九月二日に東条首相がラジオ放

送で文科系学徒の徴集猶予停止を発表していた「Ⅲ—3—11」。京大の羽田亨総長はこの発表を受けて、新聞に「文科系統の学生に対する徴兵猶予の停止は国家として緊急止むを得ざる処置として行はれることであるから、学校当局としてまた学生としては一途に国家の方針に則り、勇往邁進するのみである」との談話を残している。

徴集猶予の停止について定めた法令は、在学徴集延期臨時特例（勅令第七五五号）であり、次のような短い条文からなっていた。

勅令第七五五号

在学徴集延期臨時特例

兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延

期ハ之ヲ行ハズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ここに記されている「兵役法第四十一条第四項ノ規定」とは、一九三九年三月九日公布の兵役法一部改正（法律第一号）で新たに加えられた箇所であり、在学中の徴集延期について規定した第四十一条の最後に、「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」と定められた部分を指す。つまり、徴集猶予の制度自体は縮小しながらも一九四三年一〇月まで続いたが、すでに一九三九年の段階で「特ニ必要アル場合」には停止もあり得ることが予告されていたのである。この項目は、日中戦争が長期化するのに応じて作られたと思われるが、対米英戦の情勢悪化の中で発動されることになった。この結果、それまで在学のため徴集を猶予されていた者を対象に、臨時徴兵検査が一〇月二五日から一月五日までの間に実施されることになり、学生生徒はそれぞれの本籍地で受検することを義務づけられた。兵役法の規定では、毎年一月三〇日以前に満二〇歳に達している者を徴兵検査の対象にしていたから、この時の臨時徴兵検査は一九二三年一月三〇日以前

に生まれた者が受検したことになる。そして、合格者は、陸軍なら二月一日、海軍なら二月一〇日に入営・入団することになった。徴集猶予停止の発表から二カ月あまりで軍隊に入ることになったのである。

しかし、この徴集猶予停止にも例外があった。一月一三日公布の入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間（陸軍省告示第五四号）には引きつづき徴集が猶予される学部等について次のように記されている（京大に關係する部分のみ抜粋）。

昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条、第二条第三項及第十条ノ規定ニ基

キ入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間左ノ通

定ム

〔中略〕

其一 昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号ニ該当スル学校（学部

若ハ科）

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科（特別研究生ニ限ル）

二 大学令ニ依ル大学々部

各大学ノ工学部、理学部、理工学部、医学部及農学部（農学科、農業経済学科、農業生物学科、農林経済学科、農林生物学科ヲ除ク）文理科大学、医科大学並ニ工業大学

〔中略〕

五 専門学校

〔中略〕

各帝国大学臨時附属医学専門部

〔以下略〕

右によれば、大学院特別研究生（後述）、理工医および教員養成系の大学・学部の学生については、引きつづき在学中の徴集が猶予されることになる。ただし、同じ日に公布された修学継続ノ為ノ入営延期ニ関スル件（陸軍省令第五四

号)により猶予の最高年齢がさらに下げられ、前述のように医学部で二四歳、他の学部で二三歳、大学院は学部にて二歳加えた年齢までと規定された。⁽³²⁾

いずれにしろ、この規定を京大に当てはめると、引きつづき徴集が猶予されるのが大学院特別研究生と、理・工・医の各学部、それに農学部の林学科・農林化学科・農林工学科であり、一方徴集猶予が停止されるのが、文・法・経済の各学部と農学部の農学科・農林生物学科・農林経済学科ということになった。⁽³³⁾ さらに、文部省は服役する学生の学籍の扱いについて、次のように発表した。⁽³⁴⁾

〔前略〕

二、入営又は入団の学生生徒に対しては服役期間中休学の取扱をなし其の学年修了、卒業、復学等に関しては左に依ること

(イ) 大学、大学予科、高等学校、専門学校(之に準ずべき学校を含む)の学生生徒にして明年九月卒業の見込ありと認めらるる者に付ては本年十一月に於て仮卒業証書又は仮修了証書を授与し明年九月に於て卒業又は修了せしむること、右学生生徒に対しては除隊帰還後において実力涵養のため特別の課程(仮称補修科)を設け補講をなすこと、補講の期間は概ね十月となしこれが修了者に対しては修了証書を授与すること、なほ補講に必要な諸施設に付ては本省において万全の策を講じるものとす

(ロ) 前号以外の学生生徒に対しては大学学生に在りては学籍は現在の儘とし除隊帰還後の復学に付てはその時期に拘らず原学年に復し修学せしめ、大学予科、高等学校、専門学校生徒に在りては本年十一月当該学年修了の取扱をなし除隊帰還後の復学に付ては上級学年において修学せしむること、但しその時期並に本人の希望に依りては原学年に復し修学せしむるを得ること

三、全校休学期間中の授業料等は之を免除すること、学校報国団費に付ては可成右に準ずること

四、入営又は入団の学生生徒に付ては学籍簿の外、学部、学科、学年別に入営期日、入営部隊名等を記載したる徴集者名簿を作成し置くこと

大学に即して言えば、この時に、徴集猶予停止の対象となる三学年のうち、いちばん上にあたる一九四二年四月入学・一九四四年九月卒業見込の者は、徴集された段階で仮卒業として、服役中の一九四四年九月に卒業させることとした「表I-2」。下の二学年は休学の扱いとして、復学後に原学年に復帰させることにした。前述のように、一九四二年四月入学者は、実質的にはわずか一年八カ月の在学で卒業することになったのである。⁽³⁵⁾

(4) 朝鮮・台湾出身者の扱い

当時、戸籍法が未施行だった朝鮮・台湾には、兵役制度が実施されておらず(朝鮮は一九四四年、台湾は一九四五年実施)、したがって一〇月二日の在学徴集延期臨時特例も朝鮮・台湾出身生徒には直接関係はなかった。しかし、陸軍は一〇月二〇日に陸軍特別志願兵臨時採用規則(陸軍省令第四八号)を公布して、志願による彼らの入隊を図った。その第一条には、次のように記されている。

第一条 戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ左ニ掲グル資格ヲ具ヘ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノノ中本令ノ規定ニ依ル銓衡ニ合格シタル者ハ朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所又ハ台湾総督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ経ルコトヲ直ニ之ヲ現役ニ編入ス

一 本令施行ノ際徴兵適齡ヲ過ギ居ル者又ハ徴兵適齡ノ者

二 兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期スベキ学校(中等学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限二年以上ノ学校ニ限ル)二本令施行ノ際現ニ在学スル者但シ大学令ニ依ル大学ノ医学部、理学部及工学部並ニ医学又ハ主トシテ工業ニ関スル学科ヲ教授スル専門学校、文理科大学、高等師範学校及師範学校ニ在学スル者ヲ除ク

内地出身者と同様、理工医系と教員養成系の学校に通う者以外を対象とするが、大きく異なる点は、「志願」によるとしたことであった。

だが、一方で志願しない学生生徒の扱いについて、文部省専門教育局長から次のような通牒が発せられていた。³⁶⁾

発專二七九号

昭和十八年十二月三日

文部省専門教育局長

明治大学長殿

朝鮮人、台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ取扱

ニ関スル件

昭和十八年十月三十日附発專二五四号通牒ニヨル朝鮮人台湾人学生生徒ノ陸軍特別志願ニ関シテハ学校当局ノ御努力ニ依リ良好ナル成績ヲ収メ得タル処右通牒ニ於テモ貴意ヲ得置キシ如ク今回志願セザリシ学生生徒(理工医及農ノ一部学部ニ在学スル者ヲ除ク)ニ対シテハ左記ニ依リ御措置相成度

追テ前回通牒ノ通り右措置ニ付十分其ノ趣旨ヲ納得セシメ偏見誤解ヲ生ゼシメザルヤウ特ニ御留意相成度

記

一、志願セザリシ者ニ対シ本人ヲシテ自発的ニ休学又ハ退学スル様態適スルコト尚別途朝鮮奨学会及台湾教育会内地在学生連絡部ヨリモ懇憑有之ベキニ付御合置相成度

二、自発的ニ休学又ハ退学ヲ願出デザル者無之ヤウ御措置相成度モ若シ万一有之場合ハ学校当局ニ於テ学則ノ如何ニ拘ラズ積極的ニ休学ヲ命ズルコト

〔以下略〕

通牒は直接の宛先を明治大学長としているが、おそらくそれぞれの大学に宛て

て発せられたと見てよいであろう。例外とされる学部として「理工医及農の一部学部」と、当時の明治大学にはない学部が挙げられていることからそれは間違いない。つまり、右の通牒は全国の大学に在学している朝鮮・台湾出身の生徒に対して「志願」とは言いながら、志願しない者には休学または退学を求められているのであって、生徒たちは軍隊に志願するか、勉強を止めるか選択を迫られることになった。そして、前述した立命館のように、非志願者を除名(除籍)する大学もあった。

なお、右の通牒中にある一〇月三〇日付発專二五四号は、京大の文書の中に見つかった。³⁷⁾

発專二五四号

昭和十八年十月三十日

文部次官 菊池豊三郎

京都帝国大学総長殿

朝鮮人台湾人学生生徒ニ関スル件

本年十月二十日陸軍省令第四十八号ヲ以テ昭和十八年度陸軍特別志願兵臨時採用規則公布相成タル処右ハ朝鮮台湾ニ本籍ヲ有スル学生生徒ノ特別志願兵制度ヲ定メタルモノニシテ内地人学生生徒ト同様ノ取扱ヲナサントスル趣旨ニ有之支那事変勃発以來特ニ時局ヲ認識シ日本精神ヲ体得セル之等学生生徒ハ進ンデ尽ク志願スルモノト信ズルモ既ニ御了知ノ通り法文経系統学生生徒ニシテ本年十二月以降ニ於テ教育ヲ継続シ得ルモノハ当分ノ内適齡未滿ノ者、除隊帰還ノ者、留学生、徴兵検査ノ結果不合格トナリタル者等ニ限ラル、ニ付朝鮮人台湾人学生生徒ニ対シテハ自ラ進ンデ洩レナク志願スル様御懇憑相成度此段依命通牒ス

追テ万一志願セザル者アルトキハ右残留教育施設ノ関係上休学等適宜ノ措置ヲ採ラル、ノ外ナカルベキニ付御了承ノ上学生生徒ヲシテ十分本趣旨ヲ納得セシメ誤解偏見ヲ生ゼシメザル様御措置相成度

明治大学宛の通牒と比べると、抽象的で、退学についての言及がないが、これは時期が一カ月以上早いからであろう。明治大学宛と同じ通牒が京大に一二月に送られたかどうかは確認できていない。なお、学籍簿によると、朝鮮台湾出身の徴集者の比率はかなり高く、実際に非志願のため休学になった者もいたことが分かる（後述）。

(5) 大学院特別研究生制度

大学院学生については、前述のように二五から二六歳までは在学中の徴集を猶予されることになっていたが、それだけでなく一定程度の学生について、兵役を免除して研究に専念させる特別研究生制度が制定された。⁽³⁸⁾これは、短縮された学部教育を補うとともに、若手研究者の確保・育成を図るものであった。

一九四三年九月二九日公布の大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件（文部省令第七四号）によると、研究年限を第一期二年、第二期三年とし、「人物優秀、身体強健ニシテ高度ノ研究能力ヲ有スル者」を大学が推薦し、文部大臣が認可する形をとっていた。そして学資を月九〇円支給される代わりに、⁽³⁹⁾研究年限の一・五倍の期間文部大臣の指定に従い就職する義務を有していた。特別研究生制度が適用される大学は、七帝国大学以外には、官立単科大学三（東京商科大学・東京工業大学・東京文理科大学）、私立大学二（慶応義塾大学・早稲田大学）に限られていて、一九四三年の第一回選考では右の一二大学の合計四三四人が選出され、うち東大からは一一一人、京大からは七九人（文一一、法一一、経済四、理一一、医一〇、工二一、農一〇）であった。⁽⁴⁰⁾また、翌一九四四年の第二回選考では、文科系がはずされ、全国で三五〇人、うち東大から八八人、京大から五二人（理一二、医七、工二三、農一〇）が選出されていた。⁽⁴¹⁾

4 京大における実態

(1) 各種壮行事の開催

徴集猶予停止から入隊までは二カ月、しかもその間に一〇月二五日から一一月五日まで臨時徴兵検査がそれぞれの本籍地で行われるため、非常に限定された時間しか残されていなかった。徴集猶予停止の学部・学科におけるこの間の授業のあり方は、一〇月一二日以降講義は午前中のみとし、午後は軍事教育を中心とした錬成に充てるとされた「Ⅲ―2―5」。

また、この期間には各種の壮行事が催されていた。「京都帝国大学新聞」に掲載されている分だけでも、左記のとおりになる「Ⅲ―2―5・6・9・14・17」。

- 一〇月二日 法学部、護国神社・上賀茂神社参拝
- 一三日 経済学部、護国神社・上賀茂神社参拝
- 一七日 石清水八幡宮における祈願祭（同学生会主催）
- 一八日 善波周講演「征で立つ人に」（学生課主催）
- 一九日 征途に誓ふ会（同学生会主催）
- 二二日 川田順講演「生死と歌心」（学生課主催）
- 二三日 玖村敏雄講演（尊攘堂大祭記念講演）
- 一一月 八日 出征記念旗掲揚式
- 一〇日 「南方を語る座談会」（学生課主催）
- 能楽鑑賞会（文化部主催）
- 一一日 学徒出陣壮行の夕（同学生会音楽部・映画部主催）
- 半島同胞出陣の夕（朝鮮奨学会主催）
- 一三日 法隆寺鑑賞会（一四日、学生課主催）
- 一四日 法学部、鍊成大行軍
- 大阪第二飛行場見学会・同乗飛行（航空部主催）